

鳥取県告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
非常勤職員の社会保険料本人負担分相当額の現金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
課長 福留 究
課長補佐 北岡 浩美
副主幹 上杉 昌弘
- 3 委任期間
平成22年4月9日から平成23年3月31日まで